

あさひやま“もっと夢”基金における“もっと夢”基金の木への寄附に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あさひやま“もっと夢”基金における“もっと夢”基金の木（以下「基金の木」という。）への寄附の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(概要)

第2条 「基金の木」への寄附対象者は、20,000円以上寄附をした者のうち「基金の木」への葉型のプレート（以下「プレート」という。）の取付を希望する個人とする。

2 取り付けるプレートには、次の内容を刻印するものとする。

| | |
|------|---|
| 氏名 | ・漢字、平仮名、片仮名、ローマ字のいずれかによる1名分の表示とする。 ・本名であるか否かを問わないが、公序良俗に反しないものに限る。 |
| 日付 | ・希望する日付を西暦表示する。 ・刻印を希望しないことも可とする。 |
| 整理番号 | 納付確認順に刻印する。 |

(申請)

第3条 申請者は、「基金の木」への寄附をするときは、あらかじめ「あさひやま“もっと夢”基金（“もっと夢”基金の木）」寄附申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請は個人からとし、複数人、グループ及び各種団体からの申請は不可とする。

3 未成年者からの申請に際しては、申請の際に親権者が承諾した証明として、親権者の記名を求めるものとする。

(通知等)

第4条 市長は、申請を受理した場合、申請者に対して必要事項及び納付について書面により通知するものとする。

(納付)

第5条 申請者は、市長が指定する期日までに、一括して前納するものとする。

(プレートの取付等)

第6条 第5条の規定による寄附金の納付が確認された後、プレートを「基金の木」に取り付けるとともに、提示することで旭山動物園パスポートと同様、最初に入園した日から1年間何度でも入園可能な会員証を交付する。ただし、会員証には申請書に記載した氏名を印字するものとする。

2 プレート取付後、申請者に対し、会員証に併せ、寄附金の領収証書及びプレートの取付場所等を記した文書（様式第2号）を送付する。

(取消)

第7条 市長は、この要領の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、手続を要することなく「基金の木」へのプレートの取付、会員証の交付を取り消すことができる。

(費用の返還)

第8条 既納の寄附金についての返還は行わないものとする。

(責務)

第9条 会員証の権利を、第三者に譲渡又は貸与してはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。